鋸南町新規就農者支援事業補助金交付要綱

　　平成２９年　８月　４日

鋸南町告示第３７号

（趣旨）

第１条 この要綱は、新規就農者の確保及び育成を図り、地域農業の振興と農村地域の活性化に資するため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、鋸南町補助金等交付規則（昭和５１年鋸南町規則第５号。以下「規則」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農業経営とは、農業生産のほか、農産物加工、農家レストラン及び農家民宿等の関連事業をいう。

(2) 営農とは、農業生産に必要な農作業に原則１５０日以上従事することをいう。

(3) 就農とは、営農するための準備行為又は営農を開始することをいう。

（補助事業等）

第３条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 就農研修支援事業 次に掲げる事業をいう。

ア 農業経営体育成セミナー（千葉県安房農業事務所主催）

イ 新規就農者向け研修（千葉県立農業大学校主催）

２ 補助事業に係る補助対象者、補助対象経費及び補助額等は、別表のとおりとする。

３ 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象者としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員でなくなった日から５年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体に属する者

(2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条及び第８条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体に属する者

(3) 町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、町営住宅使用料、水道料、保育園保育料、幼稚園保育料、介護保険料、奨学資金又は学校給食費（以下「町税等」という。）を滞納している者

（交付等の申請）

第４条 補助金の交付を受けようとする者は、町長が指定する期日までに、新規就農者支援事業補助金交付申請書（別記第１号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付等の決定）

第５条 町長は、前条第１項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

２ 前項の規定による審査に当たっては、必要に応じて面接等を行うとともに、必要な書類等を追加で求めることができるものとする。

３ 町長は、第１項の規定により審査した結果、補助金の交付を決定したときは新規就農者支援事業補助金交付決定通知書（別記第２号様式）により、交付しないと決定したときは新規就農者支援事業補助金不交付決定通知書（別記第３号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第６条 規則第５条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止する場合は、町長の承認を受けること。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（変更承認の申請）

第７条 前条第１号の規定による承認を受けようとするときは、新規就農者支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第４号様式）を町長に提出しなければならない。

２ 町長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、新規就農者支援事業補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（別記第５号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第８条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して３０日を経過する日又は第５条の規定による決定があった日の属する年度の３月３１日のいずれか早い期日までに、新規就農者支援事業実績報告書（別記第６号様式）を町長に提出しなければならない。

（額の確定）

第９条 町長は、前条の規定による提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査その他の審査を行い、交付すべき補助金の額を新規就農者支援事業補助金交付額確定通知書（別記第７号様式）により通知するものとする。

２ 町長は、前項の規定により確定した補助金の額が、第５条の規定により通知した交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（交付の請求）

第１０条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、規則第１５条の補助金等交付請求書を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し)

第１１条 町長は、補助事業者が、次の各号に掲げる事由に至ったときは、第５条の規定により決定した補助金の交付決定を取り消し、新規就農者等支援事業補助金交付取消通知書（別記第８号様式）により遅滞なく補助事業者に通知しなければならない。

(1) 偽りその他不正の行為により、補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 町税等を滞納したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、交付要件に該当しなくなったとき。

(6) 補助金の交付を辞退するとき。

（補助金の返還)

第１２条 前条の規定により補助金の交付を取り消された補助事業者は、交付を受けた補助金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

（補助金の返還免除)

第１３条 町長は、前条の規定により補助金を返還しなければならない補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 精神又は身体に著しい障害が発生したとき。

(3) 災害その他特別な事由により、町長が特に必要と認めるとき。

２ 前項の規定により、補助金の返還免除を希望する者は、新規就農者支援事業補助金返還免除申請書（別記第９号様式）を町長に提出しなければならない。

３ 町長は、前項の規定による提出あったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査その他の審査を行い、その結果を新規就農者支援事業補助金返還免除可否決定通知書（別記第１０号様式）により申請者に通知するものとする。

（返還免除の基準)

第１４条 前条に規定する補助金の返還の免除は、次の各号の区分に応じ、該当各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 死亡した者 未返還金の全部

(2) 精神に著しい障害が生じ、日常生活支援を要する者 未返還金の全部

(3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号に掲げる３級又は４級の障害に該当する者 未返還金の３分の２

(4) 災害その他特別な事由により、返還することが困難であると町長が認める者 未返還金の全部又は３分の２

（氏名等の変更届）

第１５条 補助事業者は、氏名、名称又は住所に変更があったときは、速やかに補助事業者氏名等変更届（別記第１１号様式）を町長に届け出なければならない。

（雑則）

第１６条 町長は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、補助事業者に対し、必要な事項の報告を求め、現地への立入調査を行うことができる。

（委任）

第１７条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

（検討）

２ 町長は、この告示の施行後、３年を越えない範囲内において、この告示の施行状況、社会情勢の変化その他の状況を勘案し、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助事業名 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助額等 |
| 農業経営体育成セミナー  （主催：安房農業事務所） | 町内に住所を有する者であって、千葉県が安房地域の者を対象として実施する農業経営体育成セミナーにおいて研修を受けるもの | (1)研修に係る経費（交通費、教材費等、但し食費は除く） | 農業経営体育成セミナー受講１年度当たり５万円とし、３箇年度を限度とする。 |
| 新規就農者向け研修  （主催：千葉県立農業大学校） | 研修終了後に町内農地で営農又は雇用就農（町内農業法人等で勤務することをいう） | 新規就農者向け研修受講１年度当たり５万円とし、３箇年度を限度とする。 |

別　記

　第１号様式（第４条関係）

新規就農者支援事業補助金交付申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　鋸南町長　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　年　　月　　日：　　歳）

　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　年度鋸南町新規就農者支援事業を別紙のとおり実施しますので、下記金額を交付くださるよう、鋸南町新規就農者支援事業補助金交付要綱第４条の規定により申請します。

記

　　１　交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　２　対象事業　（対象事業に○をしてください。）

|  |  |
| --- | --- |
| １　就農研修支援事業 | (1) 農業経営体育成セミナー  交付申請額　　　　　　　　　　　　円  (2) 新規就農者向け研修  　　　　交付申請額　　　　　　　　　　　　円 |

　　３　事業完了予定年月日　　　　　　年　　月　　日

　　４　添付書類　　鋸南町就農研修支援事業要領に定める添付書類

　第２号様式（第５条関係）

新規就農者支援事業補助金交付決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鋸南町長　　　　　　　　　印

　　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった鋸南町新規就農者支援事業補助金の交付については、下記のとおり決定したので、鋸南町新規就農者支援事業補助金交付要綱第５条第３項の規定により通知します。

記

　　１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　円

　　２　対象事業

　　３　交付の条件

　第３号様式（第５条関係）

新規就農者支援事業補助金不交付決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鋸南町長　　　　　　　　　印

　　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった鋸南町新規就農者支援事業補助金の交付については、不交付としたので、鋸南町新規就農者支援事業補助金交付要綱第５条第３項の規定により通知します。

　　不交付の理由

　第４号様式（第７条関係）

新規就農者支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　鋸南町長　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　 　住所

　　　　　　　　　　　　　 　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　 　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

　　　　　　　年　　月　　日付け　　第　　　号により交付決定のあった鋸南町新規就農者支援事業補助金について、鋸南町新規就農者支援事業補助金交付要綱第７条第１項の規定により、下記のとおり変更等の承認をされたく申請します。

記

　　１　補助金額　　交付決定額　　 　 　　　　　　　　　　　 円

　　　　　　　　　　変更等承認申請額　 　　　　　　　　　　　 円

　　２　変更等の内容

　　３　変更等の理由

　　４　添付書類　　変更等の内容を明らかにする書類

　第５号様式（第７条関係）

新規就農者支援事業補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鋸南町長　　　　　　　　　印

　　　　　　　年　　月　　日付けで変更（中止・廃止）承認申請のあった鋸南町新規就農者支援事業補助金については、下記のとおり決定したので、鋸南町新規就農者支援事業補助金交付要綱第７条第２項の規定により通知します。

記

　　１　決定事項　　　　　　承認　　　　　不承認

　　２　変更後の交付決定額　　　　　　　　　　　円

　　　　（変更がある場合のみ記載）

　　３　変更等の内容

　　４　変更等の理由

　　５　不承認の理由

第６号様式（第８条関係）

新規就農者支援事業補助金実績報告書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　鋸南町長　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　 　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　年　　月　　日：　　歳）

　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　年　　月　　日付け　　第　　　号により交付決定のあった鋸南町新規就農者支援事業補助金について、鋸南町新規就農者支援事業補助金交付要綱第８条の規定により次のとおり報告します。

記

　　１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　２　対象事業　（対象事業に○をしてください。）

|  |  |
| --- | --- |
| １　就農研修支援事業 | (1) 農業経営体育成セミナー  交付決定額　　　　　　　　　　　　円  (2)新規就農者向け研修  　　　　交付決定額　　　　　　　　　　　　円 |

　　３　事業完了年月日　　　　　　年　　月　　日

　　４　添付書類　　鋸南町就農研修支援事業要領に定める添付書類

　第７号様式（第９条関係）

新規就農者支援事業補助金交付額確定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鋸南町長　　　　　　　　　印

　　　　　　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定した鋸南町新規就農者支援事業補助金の額を下記のとおり確定したので、鋸南町新規就農者支援事業補助金交付要綱第９条第１項の規定により通知します。

記

　　１　交付確定額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　２　対象事業

　第８号様式（第１１条関係）

新規就農者支援事業補助金交付取消通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鋸南町長　　　　　　　　　印

　　　　　　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定した鋸南町新規就農者支援事業補助金の交付については、下記のとおり交付を取り消しますので、鋸南町新規就農者支援事業補助金交付要綱第１１条の規定により通知します。併せて、同第１２条の規定により補助金の返還を命じます。

記

　　１　交付の取り消し及び補助金返還理由

　　２　返還命令額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　３　対象事業

　　４　支払期限　　　　　　年　　月　　日

　第９号様式（第１３条関係）

新規就農者支援事業補助金返還免除申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　鋸南町長　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　 住所

　　　　　　　　　　　　　　　 氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　 　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

　　　　　　　年　　月　　日付け　　第　　　号で交付取消通知のあった鋸南町新規就農者支援事業補助金について返還免除を受けたいので、鋸南町新規就農者支援事業補助金交付要綱第１３条第２項の規定により申請します。

記

　　１　免除申請理由

　　２　返還命令額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　３　対象事業

　　４　返還済額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　５　未返還額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　６　免除申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　７　添付書類　　　免除申請理由が明らかになる書類

　第１０号様式（第１３条関係）

新規就農者支援事業補助金返還免除可否決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鋸南町長　　　　　　　　　印

　　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった鋸南町新規就農者支援事業補助金の返還免除については、下記のとおり決定したので、鋸南町新規就農者支援事業補助金交付要綱第１３条第３項の規定により通知します。

記

　　１　免除可否の決定及び理由

　　２　対象事業

　　３　返還済額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　４　未返還額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　５　免除額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　６　免除後の返還額　　　　　　　　　　　　　　円

　第１１号様式（第１５条関係）

補助事業者氏名等変更届

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　鋸南町長　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　鋸南町新規就農者支援事業補助金交付要綱第１５条の規定により変更届を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 氏名又は名称  住所  電話番号 |
| 変更後 | 氏名又は名称  住所  電話番号 |